

# 除雪作業は JA 共済で安心作業!! 自動車共済

冬の除雪作業は **危険がいっぱい!!** 雪の投棄や機械移動の際は、周囲の人、自動車など注意することが多数あります!

タイヤショベル除雪機・自走式ロータリー除雪機等、万一の事故の備えとして、JA共済の自賠責・自動車共済のセット加入をおすすめします。(セット加入で掛金がお安くなります。)

## ◆新規共済加入例<6等級の場合>

### ◇契約車両 歩行型除雪機(ロータリー除雪機)(個人)

自動車共済	
自賠責共済	JA共済加入
対人賠償責任	無制限
対物賠償責任(免責3万円)	無制限 (対物超過修理費用保障付)

【掛金】 10,720円 (自賠責共済期間4ヶ月・自動車共済期間3ヶ月)  
12,100円 (自賠責共済期間5ヶ月・自動車共済期間4ヶ月)

### ◇契約車両 タイヤショベル除雪機 (法人の場合)

自動車共済	
自賠責共済	JA共済加入
対人賠償責任	無制限
対物賠償責任(免責3万円)	無制限 (対物超過修理費用保障付)
傷害定額給付条項 (標準型・被共済者限定特則有)	死亡共済金額 500万円

【掛金】 15,610円 (自賠責共済期間4ヶ月・自動車共済期間3ヶ月)  
18,080円 (自賠責共済期間5ヶ月・自動車共済期間4ヶ月)

※上記の掛金例は、事故有係数適用期間 0 年、一時払・持参扱いの場合であり、自賠責セット割引適用後の金額になります(令和 3 年 4 月 1 日現在)。自賠責セット割引については、申し込もうとする対人賠償付契約の責任の開始日を共済期間に含む自賠責共済が締結されているなど所定の条件があります。※申込の際には、車体番号の分かる書類などの提示をお願い致します。※除雪にともなう対物賠償の保障内容について、一部制限があります。  
 ※事故発生の際、警察へ事故届を必ず行って下さい。  
 ※上記掛金は、責任の開始日が令和 3 年 12 月 31 日までの契約に適用されます。  
 ■この資料は概要を説明したものです。詳細につきましては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」により必ずご確認ください。



【21186800160】

お問い合わせ・加入申込は、お近くの共済センターまたは支店まで

- ・共済普及センター62-4148
- ・共済業務センター62-4128
- ・西部支店 62-1111
- ・東部支店 62-1313
- ・五箇山支店 66-2241